

PCAOBフラッシュレポート

PCAOBによる監査基準第2号改正案の変更点(2006年12月27日)

先週、公開会社会計監視委員会(PCAOB)は監査基準第2号(AS2)に代わる基準案及び規則案を公表し、パブリック・コメントを求めることを決定した。2006年12月19日付の前のフラッシュ・レポートでは、PCAOBの公開会議における説明に基づき、改正案の主要論点を解説した。読者はすでに前のフラッシュ・レポートを読んだことを前提としている。先週、PCAOBは監査基準第2号(AS2)に代わる基準案及び規則案を公表した。これらの規則案は、以下のサイトに掲載されている。

http://www.pcaobus.org/Standards/Proposed_Standards_and_Related_Rules.aspx

プロティビティは、これらの資料をレビューした結果、PCAOBの改正案における変更点に焦点をあてて本フラッシュ・レポートをまとめた。本フラッシュ・レポートは、財務報告に係る内部統制(ICFR)の監査を実施する監査人に対してPCAOBが示した方向性がこれまでと比較してどのように変化したか、クライアントやその他の関係者がその内容と範囲を理解することを目的としている。

PCAOBのアクションと同時に、証券取引委員会(SEC)はサーベンス・オクスレー法(SOA)404条導入の費用対効果を改善するために、以下のアクションを実施することを決定した。プロティビティは、2006年12月13日付のフラッシュ・レポートを発行し、SECによる解釈指針案とその他の関連する提案の主要論点を解説した。2006年12月26日付のフラッシュ・レポートでは、SECの解釈指針をさらに概説した。PCAOBの改正案が監査人に対するものであるのに対し、SECの解釈指針案はマネジメントに対するものである。従って、これら2つのSECフラッシュ・レポートは公開企業に直接関係する権威ある指針案となるため、公開企業であるクライアントやその他の関係者はこれらのSECフラッシュ・レポートを読まれることが推奨される。

このPCAOBフラッシュ・レポートにおける論点は、AS2に代わるPCAOBの4つの目的に対応している。先週発行したPCAOBフラッシュ・レポートで説明されているこれらの目的は以下の通りである。

- 最も重要な事項の監査に集中する
- 意図されたベネフィットを達成するために必要のない監査の要請を削除する
- 小規模で複雑ではない企業の監査を適正化する
- 基準の文章を簡素化し、その分量を大幅に削減する

最も重要な事項の 監査に集中する

PCAOBは、企業のICFRによって財務諸表の重要な虚偽記載や脱漏を予防又は発見できないという最大のリスクに係る事項に、監査人が焦点をあてるような修正を提案している。改正案において、この目的を達成するための変更点とコメントを、次ページ以降にまとめた。

変更点	コメント
監査人が最も重要なコントロールに焦点をあてるようにする	<p>PCAOB が強調するのは、以下の 2 点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 に、トップダウン・アプローチの採用を監査人に要請し、「トップ — 財務諸表と全社の内部統制 — から評価を開始して、財務諸表と全社の内部統制を重要な勘定、関連するアサーション、そして最後にその他の重要なコントロールが存在する重要なプロセスに関連付ける。」 ・ 次に、監査人が「統制環境や期末の財務報告プロセスにおけるコントロールを評価し、特に、経営者による無視のリスクに対応するコントロールをテスト」することにより、不正の予防・発見のために重要なコントロールに焦点をあてることを推奨する。
リスク評価の重要性を強調する	<p>基準案は、トップダウン・アプローチにおける個々の意思決定ポイントにおいて、リスク評価を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCAOB は、「重要な勘定や関連するアサーションを監査人が特定するためには関連するリスクとそれらのリスクが監査人の意思決定にどのような影響を与えるかを理解する必要がある」と述べた。 ・ 基準案は複数の事業所におけるテストの要請を、カバレッジではなくリスクに基づき決定することを改めて強調した。これは、企業の業績及び財政状態の「大部分」を対象とすることを監査人に要求する規定を AS2 から削除し、その代わりに、複数の事業所がある場合に、監査人がリスクベースのアプローチを適用することを要請することになる。 ・ 基準案は、監査人が特定のコントロールが有効であると結論付けるために必要な証拠とリスクの関係についての議論に踏み込んだ。
「重大な欠陥」と「重要な不備」の定義を明確にする	<p>実務においてこれらの 2 つの用語を正しく適用するために、PCAOB は、以下を提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「低いとはいえない発生の可能性」という表現を「合理的に発生する可能性がある」という表現に改めた。 ・ AS2 における「重大な欠陥」の定義を見直し、重要な不備への言及を削除した。その結果、監査人が「全ての重大な欠陥を特定できるレベルではなく、全ての重要な不備を特定できるレベルで」監査を実施しなければならないと考える必要はないことを明らかにした。 ・ 「重要な不備」の定義において「軽微とはいえない」という表現を「重要な」という表現に改めた。ここでは、「重要な」は、「重大よりも低い」が、監視の責任を持つ経営者や取締役の注意を喚起する必要が十分にある」ことを意味する。
重大な欠陥を強く示唆する事項の修正	<p>PCAOB は、以下の提案を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「重大な欠陥を強く示唆する事項」のリストの位置づけを明確にし、「強く示唆する事項」を少なくとも重要な不備として考慮する要請を削除することによって、一定の事実と状況の下で「不備が全く存在しないという適切な結論」を監査人が導くことができる。 ・ 「経営者及び監査委員会に伝達されたが合理的な期間を経過しても修正されていない重要な不備は、重大な欠陥を強く示唆する事項である」という AS2 の指針を修正した。そのような状況は有効でない統制環境の現れであり、「修正されていない重要な不備ではなく、有効でない統制環境が重大な欠陥を強く示唆する事項である」ことを明確にした。 ・ 上記の点に関して、「企業が重要な不備を評価し、特定の状況においてそれらを修正しないという合理的な決定を行っている」場合には、統制環境は有効であり、重大な欠陥はないと結論付けることを監査人に認めた。

変更点	コメント
ICFR の監査における重要性の役割の明確化	<p>PCAOB は、財務報告への影響に関わらず内部統制に関する全ての問題を特定する必要があると AS2 を解釈する監査人があるというコメントを受け取ったため、基準案において以下の提案を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、財務諸表監査の計画と実施において用いる重要性の基準と同じ基準で、ICFR の監査を計画し、実施すべきことを明確にした。 <ul style="list-style-type: none"> - 以下に関する規定を行った。 - ICFR の監査の内容、時期及び範囲を決定する際に、財務諸表監査と同様に勘定科目レベルの重要性を考慮すべきであること。 - 2 つの監査において、固有のリスクは同じものであること。 - ICFR の監査で特定された重要な勘定は、財務諸表監査における重要な勘定と同じであること。
ICFR の監査における中間の重要性の役割の明確化	<p>基準案は、四半期の重要性は、四半期財務諸表に影響を与える不備の重要性を評価するためだけに利用されることを明確にした。この指針は、監査人が企業の年次財務諸表の監査計画において適用する重要性と同じ基準で ICFR の監査計画を実施すべきことを明確にした。</p>

これらの改正案が発効すれば、ICFR の監査を実施する際にトップダウン型のリスクベース・アプローチの適用が要請される。これまでは、全社的なコントロールはしばしば事後的に検討され、典型的な ICFR の監査は、大部分の監査手続が詳細な取引レベルで実施されるというボトムアップ型のアプローチであった。PCAOB の改正案は、ICFR の監査の目的は経営者の評価日において重大な欠陥が存在するかどうかについて意見を形成すること、及び監査プロセス全体を通じて基準案に規定されたリスク評価が実施されることを前提としている。従って、PCAOB は、「重大な欠陥が発見されないままとなる可能性を大きく低減するために、監査人は最大のリスクとなる事項に焦点をあてるべきである」と述べているのである。さらに、全社的なコントロールの精度はまちまちであるが、監査プロセスの遅い段階ではなく早い段階で、その有効性と影響を理解しなければならない。

必要のない監査の要請を削除する

意図された監査のベネフィットを達成するために必要のない手続を、監査人が実施することを AS2 が奨励しているかどうかを判断するために、ICFR の監査に関連する全ての分野を評価した結果、PCAOB は、必要のない監査の要請を削除するための変更を提案している。主要な変更点とコメントを以下にまとめた。

変更点	コメント
経営者の評価プロセスに対する評価の要請の削除	<p>基準案は以下の事項を規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICFR の監査は、企業の ICFR は有効であるかどうかについての監査人の評価に限定され、経営者が ICFR の有効性について結論を導くプロセスの十分性に関する意見は必要ない。 ・ 外部監査人は、「企業の内部統制を理解し、リスクを評価し、他者の作業を利用する範囲を決定するための第 1 歩として、経営者の評価プロセスを理解すべきである」。 ・ 経営者による評価の品質は、監査人が実施すべき作業の量と関連する。

変更点	コメント
過去の監査からの知識を利用することを認める	AS2の「各年度の評価を独立して実施する」という原則は、しばしば、実務ではそのままの意味に解釈され、前年の経験を無視する結果となっている。従って、基準案に記載されたPCAOBのアプローチでは、「監査人は、特定のコントロールを次年度以降に監査する際、当年度のリスク評価に加えて、3つのリスク要因、つまり、(1)過去に実施した監査手続の内容、時期、及び範囲、(2)過去に実施したテストの結果、並びに(3)過去に監査を実施してから発生したコントロールの変更や当該コントロールが実施されている重要なプロセスの変更など、を考慮すべきである」ことが規定された。
複数の事業所におけるテストの要請を、カバレッジではなくリスクに基づき決定する	PCAOBは、複数の事業所におけるテスト範囲を決定する際に、監査人がリスクベースのアプローチを適用するように要請することを提案した。
他者の作業の利用に関する制約を取り除く	<p>基準案では、特に以下の事項が提案された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他者の能力と客観性及びテスト対象項目の監査人による統合された評価に基づく、他者の作業の利用に関する統一の枠組みを提供する。 <ul style="list-style-type: none"> - このアプローチにより、監査人が両方の監査において内部監査人に限らず、他者の作業を適切に利用することが認められた。 - 監査人の評価には、作業を実施する個人に対する報酬が客観性を損なわないかどうかの評価を含まなければならない。 ・ 監査人に対してより多く他者の作業を利用することを奨励する。 <ul style="list-style-type: none"> - 関連する他者の活動を理解し、当該作業の結果が監査にどのような影響を与えるかを評価することを監査人に要請する。 - 監査におけるテストを削減するために、他者の作業の利用可否と利用方法の検討を要請する。 ・ AS2に含まれていた「主たる証拠に関する原則」を明示的に削除する。 ・ AS2で特に制限されていた統制環境のテストにおける他者の作業の利用を削除する。
ウォークスルーに対する要請を再調整する	<p>PCAOBは、ウォークスルーの効率性を改善する以下のような方法を提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人の監督と関与の下での他者による直接的な支援 ・ リスクが類似する種類の取引に対するウォークスルーの頻度を下げる、つまり、主たる取引群ごとではなく、重要なプロセスに対してのみ手続を要請する。 <p>さらに、PCAOBは、ウォークスルーを実施する際に行われる質問と観察がリスクの低いコントロールに対する運用状況のテストとして十分であるかもしれないとも提案している。</p>
自動化されたアプリケーションコントロールに対するベンチマーキング手法の適用を認める	2005年5月のガイダンスに含まれていたITのベンチマーキングに関するPCAOBの見解を反映し、新しいセクションが追加され、「プログラム変更、プログラムへのアクセス及びシステムの運用に関する全般統制が有効であり、監査人がベースラインを確立してから(つまり、監査人がアプリケーションコントロールを最後にテストした時点から)自動化されたコントロールが変更されていなければ、監査人は、自動化されたアプリケーションコントロールの運用状況に対する過去のテストを繰り返すことなく、当該アプリケーションコントロールが有効であり続けると結論付けることができる」ことが明確にされた。
財務諸表監査において実施される実証手続の結果を考慮する	PCAOBは、監査人に対してコントロールに関する全体的なリスクを決定する際に、実証手続の結果をリスク要因として考慮することを要請した。但し、コントロールの有効性は、監査プロセスにおいて発見された財務諸表の虚偽記載の有無のみによって結論付けてはならない。

変更点	コメント
「関連するアサーション」の定義	<p>PCAOBは、AS2の指針における「関連するアサーション」の特定は監査人にとって馴染みのあるプロセスであるという仮定を廃止し、以下の定義を行った。</p> <p>関連するアサーションとは、虚偽記載があった場合には、財務諸表の重要な虚偽記載となる合理的な可能性があるような、財務諸表アサーションである。</p> <p>この概念は、全てのアサーションではなく、関連するアサーションのみを考慮することを意図している。</p>
「重要な勘定」の定義	<p>PCAOBは、以下の通り、「重要な勘定」の定義をより詳細に規定した。</p> <p>特定の勘定が、単独で又は他と合算して財務諸表に重要な影響を与える虚偽記載を含む合理的な可能性がある場合、当該勘定又は開示は重要な勘定である。この場合、コントロールの有効性を考慮せず、過大表示と過小表示の両方のリスクを考慮する。</p> <p>PCAOBは明示的には述べていないが、定性的なリスク要因を無視する定量的なアプローチのみで上記の決定が行われることはないと考えられる。PCAOBは、基準案において監査人は単独で又は合算で重大な欠陥にはならない不備を探す必要はないことを明示している。</p>

上記の変更に加えて、ICFRの有効性の監査を裏付けるために監査人が必要とする証拠の量はリスクの大きさに比例すべきであることを、PCAOBは基準案において指摘した。これは、重要性の低いリスクに対するコントロールに対して要求される証拠の量は少なくなるべきであるということである。また、(a)前年のテストの内容、時期及び範囲と、テスト結果、(b)統制環境の変化などにに基づき、リスクの低い分野に対して実施する当年度の監査作業は削減されるべきである、ということも意味している。そして、不正防止及び全社的なコントロールは、取引レベルで実施されるテストの量を削減するために、特に重要であることを意味している。

小規模で複雑ではない 企業の監査を適正化する

PCAOBは、監査人が小規模企業のICFRにおける様々な違いに対応し、小規模企業に合わせた監査を実施するという方向性を、基準案で示したと報告した。主要な変更点とコメントを以下にまとめた。

変更点	コメント
詳細な指示ではなく、原則に依拠する	PCAOBは、「個々の企業に固有の事実と状況を考慮することを監査人に要請する」という原則が重要であると考えて述べた。
規模と複雑性の評価を要請するセクションの新設	<p>規模への対応に関するこのセクションには、小規模で複雑性の低い企業の属性の説明とこれらの全般的な属性によって影響を受けることの多い6つの監査領域に関する議論が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業の文書化が限定的な状況での、十分な監査証拠の入手 (2) 虚偽記載のリスクに十分に対応した全社的なコントロールの評価 (3) 経営者による無視のリスクとリスク軽減策の評価 (4) 職務分掌に代えて実施されているコントロールの評価 (5) 財務報告に関する能力の評価 (6) 情報システムに関するコントロールの評価

結論として、PCAOBは、小規模で複雑性の低い企業の属性を反映してICFRの監査手法を修正することを求めている。PCAOBは監査法人と共同のタスクフォースにおいて、小規模で複雑性の低い企業の監査に影響を与える事項の特定を検討している。2007年には規模に対する考慮について追加の指針が公表されるであろう。

基準の簡素化

PCAOBは、より短く、読みやすく理解しやすい監査基準を改正版として提案していると述べた。要するに、PCAOBは、原則主義に基づき、重要な用語を再定義し、AS2の特定の要請を削除し、小規模で複雑性の低い企業に対応したトップダウン型のリスクベース・アプローチによる新しい監査基準を、AS2よりも100ページ以上少ない形で提案しているのである。

まとめ

SECが経営者に対して解釈指針案を公表したアプローチと整合し、PCAOBの提案は原則主義に基づいており、監査人のためのチェックリスト・ステップを提供するものではない。プロティビティがPCAOBの改正案をレビューした結果、PCAOBによる先週のアクションから読取れる主要な変更点をこのフラッシュ・レポートにまとめている。PCAOBの公開会議の直後に発行した先週のPCAOBフラッシュ・レポートに示したとおり、新しい基準と規則はAS2の要請の単なる緩和を意図したものではない。目的は、リスクに対する費用の更なる適正化を求めることである。新しい基準と規則は、時間の経過と共に、全ての業種の全ての会社で外部監査費用の削減に貢献することが期待されている。来年から監査人がPCAOBの提案するアプローチを適用すれば、監査人が監査をより実質的な内部統制に関連する事項に焦点をあてるようになり、ICFRの監査プロセスがより効率的になることを企業は期待できるであろう。企業がコントロールの構成をより自動化されたものに改善し、トップダウン型のアプローチに基づき強固なモニタリングコントロールをより多く利用するようになれば、ICFRの監査の効率性はさらに改善するであろう。費用対効果の適正化が達成されるかどうかは、時の経過と共に明らかになるであろう。